

申請書作成にあたっての留意点

申請書は所定の用紙に記載し基金管理運営委員会事務局担当者に提出すること。

申請者が学生の場合には推薦する教員の氏名を申請書に記載すること。

申請者に対してヒアリングを行うことがある。

1) 歯学教育支援

- ① 申請できる者は東北大学歯学部において学生実習を担当する教員に限る。
- ② 学生実習で使用する器材等が該当する。その他、歯学教育を活性化する企画が該当する。
- ③ 内容の欄には必要とする金額および内訳等を含めて記載すること。

2) 海外活動支援

- ① 申請できる者は教員の推薦を受けた東北大学歯学部学生に限る。
- ② 短期留学、海外での研究発表等が該当する。その他、海外活動を活性化する企画が該当する。
- ③ 内容の欄には必要とする金額および内訳等を含めて記載すること。

3) 課外活動支援

- ① 申請できる者は教員の推薦を受けた東北大学歯学部学生に限る。
- ② 国内での研究発表等、全国大会等で優秀な成績を収めた者や団体が該当する。その他、課外活動を活性化する企画が該当する。

4) 奨学金支援

- ① 申請できる者は教員の推薦を受けた東北大学歯学部学生で経済的理由により学業の継続が困難な者に限る。
- ② その他の奨学金等を受給している場合には、その写しを必要とすること。

5) その他

基金定款第3条の目的に適う内容が該当する。